

# 法定福利費を明示した請負代金内訳書作成手続き

## 1. 目的

建設産業の持続的な発展には現場労働者の処遇改善が必要であることから、現場労働者の社会保険料の適正負担を促進するため、契約締結後に法定福利費を明示した請負代金内訳書を求めることとし、その作成方法について説明します。

## 2. 請負代金内訳書の提出方法

建設工事請負契約書約款第3条を改正し、次のとおり実施します。

町発注の建設工事を受注されたみなさまには、契約締結後14日以内の「工程表」の提出に加え、法定福利費を明示した「請負代金内訳書」を提出していただきます。

なお、入札時に法定福利費を明示した工事費内訳書を提出した場合、請負代金内訳書の提出に代えることができます。

また、入札時に法定福利費を明示していない工事費内訳書を提出した場合でも、その工事費内訳書に法定福利費を追記すれば、請負代金内訳書として取り扱います。

## 3. 実施時期

令和6年5月1日以降の入札通知分から実施します。

## 4. 対象工事

建設工事請負契約書により契約を締結する工事

## 5. 請負代金内訳書の様式

様式は任意ですが、住所、商号又は名称、代表者氏名、工事番号、工事名を記載のうえ、入札時に提出した工事費内訳書と同じ内訳金額及び工事価格を記載し、末尾に工事価格に含まれる法定福利費を記載してください。

いずれも消費税及び地方消費税相当額を除いてください。

なお、入札時に提出した工事費内訳書に、法定福利費を追記していただくことで、請負代金内訳書に代えることができます。

※別添見本参照（入札閲覧用のパソコンに見本様式のデータを入れています。）

## 6. 対象となる法定福利費

次の保険料の現場労働者の事業主負担分が対象です。

- ①健康保険料（介護保険料含む）
- ②厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）
- ③雇用保険料

※現場労働者：技能士や建設機械運転者などの技能労働者、作業員など建設工事の現場において直接作業に従事する者。

## 7. 法定福利費の算出方法（国土交通省資料より抜粋）

### （1）一般的な算出方法

$$\text{法定福利費} = \text{労務費} \times \text{各保険の保険料率}$$

法定福利費は、通常、年間の賃金総額に各保険の保険料率を乗じて計算します。しかし、各工事の見積りでは、労働者の年間賃金を把握することは不可能です。そのため、見積もった「労務費」を賃金とみなして、それに各保険の保険料率を乗じて算出する方法が一般的です。

### （2）その他の算出方法

#### ア. 労務費の算出が困難な場合

過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事費に乗じて算出する方法があります。

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費あたりの平均的な法定福利費の割合}$$

#### イ. 下請企業から提出された見積書等を活用する場合

下請企業から提出された見積書等に明示された法定福利費を合算して算出する方法があります。

$$\text{法定福利費} = \text{下請Aの法定福利費} + \text{下請Bの法定福利費} + \dots$$

※国土交通省資料『標準約款（公共／民間／下請）の改正』を参照してください。 <https://www.mlit.go.jp/common/001208407.pdf>

## 8. 労務費の算出方法

### （1）入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合

当該労務費を使用することができます。

### （2）入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合

過去の工事実績から平均的な労務費率を算出し、これを工事価格に乗じて労務費を算出して差し支えありません。

### （3）労務費の算出が困難な場合

厚生労働省が公表している労災保険料の算定に使用している労務費率を使用しても差し支えありません。

$$\text{労務費} = \text{工事価格} \times \text{労務費率}$$

(参考)

事業の種類	労務費率
道路新設事業	19%
舗装工事業	17%
建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	23%
既設建築物設備工事業	23%
機械装置の組立て又は据付けの事業	38%
組立て又は取付けに関するもの	21%
その他のもの	21%
その他の建設事業	23%

出典：厚生労働省「請負による建設の事業」における労務費率を用いた  
労災保険料の算定についての労務費率表（令和6年4月1日改定）

## 9. 各保険の保険料率

### (1) 健康保険・介護保険の保険料率

協会けんぽ（全国健康保険組合）ウェブサイトの「健康保険ガイド」  
に掲載されている保険料率を確認してください。

なお、個別に健康保険組合に加入している場合は、組合に問い合わせ  
てください。

(参考)

健康保険の保険料率（令和6年度 和歌山県）10.00% × 1/2（事業主負担分）

介護保険の保険料率（令和6年度 全国一律）1.60% × 1/2（事業主負担分）

※介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方になります。

実際の現場労働者に占める40歳から64歳までの割合を把握することが困難  
な場合、次のとおり協会けんぽウェブサイト掲載の割合を用いる方法があります。

介護保険料の算定に使用する保険料率

= 介護保険の保険料率 × 1/2（事業主負担） × 加入率（◆40～64歳の被  
保険者割合）

◆協会けんぽウェブサイト>協会けんぽについて>統計情報>統計調査>事業年報（※  
直近のもの）>総括表>全国健康保険協会管掌健康保険>被保険者及び被扶養者の年齢  
構成割合（参考）平成4年9月30日現在56.5%

### (2) 厚生年金保険の保険料率・子ども子育て拠出金の率

日本年金機構ウェブサイトのキーワード検索を使って「厚生年金保険  
料額表」と入力して保険料率及び拠出金率を確認してください。

なお、厚生年金基金に加入している場合は、基金に問い合わせてくだ  
さい。

(参考)

厚生年金保険の保険料率（令和2年9月分～）18.30% × 1/2（事業主負担分）

子ども子育て拠出金率（令和2年4月分～）0.36%（本人負担なし事業主負担のみ）

### (3) 雇用保険の保険料率

厚生労働省ウェブサイトのキーワード検索を使って「雇用保険料率」  
と入力して保険料率を確認してください。

(参考)

事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められています。  
その中の『建設の事業』の保険料を参照してください。  
雇用保険料率（R 6年4月～）1.15%（事業主負担分）

## 10. 法定福利費の明示にあたっての留意点

### (1) 法定福利費（社会保険料）の本人負担分を除くことが困難な場合

健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれます。このような場合で事業主負担分のみを算出することが困難な場合は、「本人負担分を含む」などと明記してください。

### (2) 下請企業に工事を発注する予定がある場合

下請企業の法定福利費を含めてください。

### (3) 下請企業に工事を発注するか決まっていない場合

自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算してください。

### (4) 下請企業の加入している保険が自社の加入しているものとは違う場合

それぞれの保険に加入する加入者数が把握できる場合は加入者数に応じて各保険料を算出し、把握できない場合は、加入している人が多いと考えられる主な保険の保険料率を一律に適用しても差し支えありません。

### (5) 下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外なのか不明である場合

全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で法定福利費を計算してください。

### (6) 下請企業が変更になった場合

一度提出した請負代金内訳書の再提出の必要はありません。

### 法定福利費の算出方法について

この手引きの末尾に簡易的な算出方法を示していますので、ご参照ください。

### お問い合わせ先

串本町役場 建設課 入札・契約事務係 TEL 0735-67-7262

工事費内訳書への法定福利費明示見本

令和 年 月 日

串本町長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人

印)

1. 工事番号 令和 年度 第 号

2. 工事名

3. 工事費内訳書

(単位：円、税抜)

費目・工種など	数量	金額	備考
直接工事費			
共通仮設費計			
現場管理費			
一般管理費等			
工事価格			
工事価格のうちの法定福利費			

※直接工事費の内訳は、仕様書に基づき記入してください。

※1枚に収まらない場合は、数枚に分けて記載してください。

※工事価格が入札書に記載の金額と合致するようにしてください。

※法定福利費とは、健康保険料（介護保険料含む）、厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）、雇用保険料のうち、現場労働者（技能労働者）の事業主負担分です。

## 法定福利費の一般的な算出方法〔一例〕

	労務費(a)	×	b×c×d	=	法定福利費	保険料率等(b)	事業主負担分(c)	加入率(d)	説明
健康保険料	A	×	5.00%	=	B	10.00%	0.5	—	労務費×健康保険の保険料率×1/2(事業主負担分)
介護保険料	A	×	0.45%	=	C	1.60%	0.5	56.5%	労務費×介護保険の保険料率×1/2(事業主負担分)×加入率
厚生年金保険料	A	×	9.15%	=	D	18.30%	0.5	—	労務費×厚生年金保険の保険料率×1/2(事業主負担分)
子供・子育て拠出金	A	×	0.36%	=	E	0.36%	—	—	労務費×子ども・子育て拠出金率(本人負担なし事業主負担のみ)
雇用保険料	A	×	1.15%	=	F	1.15%	—	—	労務費×雇用保険の保険料率(事業主負担分)
合計	A	×	16.11%	=	<b>B+C+D+E+F</b>				

### (参考)

保険料率等  <b>★保険料率等は定期的に改訂されますのでご注意ください。</b>	健康保険の保険料率(令和6年度 和歌山県)	10.00%		
	介護保険の保険料率(令和6年度)	1.60%		
	介護保険の加入率：40～64歳の被保険者割合(平成4年9月30日現在)			56.5%
	厚生年金保険の保険料率(令和2年9月分～)	18.30%		
	子ども・子育て拠出金率(令和2年4月分～)	0.36%		
	雇用保険の保険料率：事業主負担分(令和6年4月～)	1.15%		

## 労務費の算出方法〔一例〕

※労務費率は、厚生労働省「請負による建設の事業」における

労務費率(平成6年4月1日改定) **★随時改定されますのでご注意ください。**

	工事価格	×	労務費率	=	労務費
道路新設事業			19%		
舗装工事業			17%		
建築事業			23%		
既設建築物設備工事業			23%		
機械装置の組立て又は据付けの事業					
組立て又は取付けに関するもの			38%		
その他のもの			21%		
その他の建設事業			23%		

## 工事価格から法定福利費を算出する方法〔一例〕

※この表の率は、左記労務費率に上記保険料率等の合計16.11%を乗じたもの

**★工事価格にこの割合を乗じることで法定福利費を算出することができます。**

労務費率×保険料率等	
3.06 %	道路新設事業
2.74 %	舗装工事業
3.71 %	建築事業
3.71 %	既設建築物設備工事業
	機械装置の組立て又は据付けの事業
6.12 %	組立て又は取付けに関するもの
3.38 %	その他のもの
3.71 %	その他の建設事業